

議会議案第 3 号

市長の専決処分事項に関する条例の一部改正の件

市長の専決処分事項に関する条例（昭和42年八尾市条例第43号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 3 日提出

議会運営委員会委員長 五百井 真 二

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、条例において引用する同法の条項に移動が生じることに伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

市長の専決処分事項に関する条例(昭和42年八尾市条例第43号)の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項は、市長において専決処分をすることができるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 地方自治法 <u>第243条の2の8</u> <u>第8項</u> の規定により職員の賠償責任を免除する場合において、その賠償責任の額が100,000円以下のものを免除すること。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項は、市長において専決処分をすることができるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 地方自治法 <u>第243条の2の9</u> <u>第8項</u> の規定により職員の賠償責任を免除する場合において、その賠償責任の額が100,000円以下のものを免除すること。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。